

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 新日本建設株式会社

【英訳名】 SHINNIHON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高見克司

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

【電話番号】 043(213)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 高橋苗樹

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3

【電話番号】 043(213)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 高橋苗樹

【縦覧に供する場所】 新日本建設株式会社 東京支店
(東京都中央区築地七丁目17番地1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額292,315,500円

(2) 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき現行定款に第28条（取締役の責任免除）、第36条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

金網一男、高見克司、鈴木政幸、今井三男、金網昌二、三上順一、高橋苗樹、鯖瀬淳也、木津進、大川良生、山口裕正及び高橋真司の12氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

佐藤卓夫氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成27年6月26日開催の株主総会終結の時をもって監査役を退任された山本秀男氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	486,422	349		(注) 1	可決 98.88
第2号議案 定款一部変更の件	481,544	5,226		(注) 2	可決 97.88
第3号議案 取締役12名選任の件					
金網 一男	484,780	1,990			可決 98.54
高見 克司	477,928	8,842			可決 97.15
鈴木 政幸	485,724	1,046			可決 98.73
今井 三男	485,724	1,046			可決 98.73
金網 昌二	485,721	1,049			可決 98.73
三上 順一	485,724	1,046		(注) 3	可決 98.73
高橋 苗樹	478,239	8,531			可決 97.21
鯖瀬 淳也	485,724	1,046			可決 98.73
木津 進	485,724	1,046			可決 98.73
大川 良生	485,657	1,113			可決 98.72
山口 裕正	485,703	1,067			可決 98.73
高橋 真司	485,320	1,450			可決 98.65
第4号議案 監査役1名選任の件					
佐藤 卓夫	486,245	522		(注) 3	可決 98.84
第5号議案 退任監査役に対する 退職慰労金贈呈の件	417,920	49,851	19,000	(注) 1	可決 84.95

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 4. 賛成比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。